

農業と農村におけるGXをチャンス に変える

東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 真田 純子

グリーントランスフォーメーションは、単体で考えてしまえば新たな義務の増加である。ただでさえ競争力の弱い中山間地域では、農業が立ち行かなくなる可能性も捨てきれない。しかしながら、農業政策を農村政策のなかで考えること、また、消費者の消費意識を変革すること、この2点を軸にすれば、GXをチャンスに変えることが出来る。むしろ、中山間地域等の農業、農村にとっては有利な社会が来ているともいえる。本稿では、EUの農業環境政策、日本の農業・農村の変遷をまとめて従来のやり方の延長上では未来が明るくないことを示したうえで、農業・農村におけるGXを統合的に考えるための事例やポイントを示した。

1 グリーントランスフォーメーションをチャンスに

近年、環境に関する政策が増えてきた。農業分野に限っても、2021年には「みどりの食料システム戦略」が決定され、2024年には補助金等を受ける条件として環境負荷低減の取組みの実践を義務化するクロスコンプライアンスの試行が始まった。

こうした政策は、環境の持続可能性が重視される現在、その必要性に異論はないだろう。しかし、政策に従い実行する側としては、新たな義務が増え、負担が増えていくように感じるのもまた事実ではないだろうか。

従来日本の農業政策では、農業を維持していれば農村の風景や文化、国土保全などの「多面的機能」が発揮されることを前提としていた。そのため例えば中山間地域等直接支払制度では、制度の立て付けは棚田等がある中山間地域には経済的な価値のほかにも多面的な価値があり、それを維持するための制度であるとされていた。しかし多面的機能を発揮させるための特別な農業活動は受給要件にはなく、営農していること、営農を続けるための取組みをすることが受給要件であった。また交付額は平地との生産

性の差を基準に設定されており、生み出される多面的機能の多寡は考慮されていなかった。農業を続けていれば多面的機能が発揮されると考えられていたことがよくわかる。

しかし2024年6月に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が公布され、「食料・農業・農村基本法」の3条に「環境と調和のとれた食料システムの確立」として下記の条文が加えられた。

食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

農業をやっているだけで多面的機能が発揮されるという考え方から、適切な農業をやらなければ多面的機能は発揮されないという考え方に転換したのだ。これがクロスコンプライアンスの根拠にもなっている。営農にあたって経済的視点だけでなく、環境的視点が欠かせなくなったのだ。

とはいえ、営農が厳しいのは事実である。特に中山間地域では農業をしても赤字になるともよく聞く。この農業政策の大転換で、ただでさえ厳しい農業がさらに厳しくなると受け取られるだろう。

しかし、農業環境政策をカーボンニュートラルなど個別に分けてしまうのではなく、もう少し統合的に考えてみてはどうだろうか。環境負荷の低い農業は、そのための新技術を使うだけでなく、地域の環境特性に合わせた農業を行うことでも達成できる。それは地域ならではの風景と農産物を創り出すことにつながり、同時に観光資源にもなる。

グリーントランスフォーメーションは、地域の個性の創出と地場産業の活性化にとって大きなチャンスとなるのである。そのためには、国から個別に提示される政策メニューにただ従うのではなく、それぞれの自治体で分野を横断した大きなビジョンを持ち、補助金などの政策メニューをビジョンの達成のために使いこなすような姿勢が必要になるだろう。そしてもう1つ重要なのは、消費構造や都市と農村の関係を結び直すことである。現在の消費者の価値観のまま農業環境政策を進めても、それは農家の負担にしかならない。環境に配慮したものが売れる社会をつくっていくのも重要である。

2 EUの農業政策

(1) 共通農業政策

EUでは、加盟国共通の農業政策である共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）を行っている。これは環境農業政策として日本に先行しているためそれを概観したい。

共通農業政策のはじまりは、1962年に欧州経済共同体（EEC）が市場統合に向けて共通の農業政策を打ち出したことから始まる。当時は圏内の自給率が低く、冷戦体制が構築されるなかで食料供給の不安が出てきた。そのため、自給率を上げることが重視され、農家への保護的な政策をとった。

主要な政策のひとつが農産物の価格を高水準に保つ価格支持政策であった。この政策は生産を増やすことに効果的で、食料自給率は直ちに向上した。しかし、この政策では農家は作れば作るほど受給できる金額も増えるため、過剰な生産につながり、財政支出を増大させた。また農家は限られた農地で生産量を増やすため、それまでの伝統的な品種ではなく

生産量の多い品種への切り替え、過剰な肥料、畜産業では過放牧などが起こった。こうした状況は地下水の汚染やそれによる人体への被害など目に見える形で問題として現われた。

そこでEUでは、それまでの農業政策に問題があったとして、農業政策の方向性を環境保全の方向に転換することを1985年に宣言した。その際、少人数で広大な農場を経営するアメリカ型の大規模農業ではなく、欧州の伝統的な形である家族農業を主体とすることも宣言された。農業者人口を保ったまま生産性を維持することや環境保全など、農業にまつわる様々な問題を農業政策だけで解決するのは難しいとして、農業政策を農村政策全体のなかで捉えるべきであることも示された。

その後、農家の反対もありながらも、政策の改革を重ね、2003年にはクロスコンプライアンスを義務化した。クロスコンプライアンスにおいては、直接支払いを受ける農家は一定の環境要件を守らなければならないが、それらの要件には、水辺と農地の間に緩衝地帯を設けて水を汚染から守る、最低限の土壌被覆に関する要件を決めて土壌を保護する、輪作を通じて土壌の潜在力を維持する、生垣や畦、段畑などの景観の特徴の保持、鳥の繁殖期の生垣や木の剪定禁止などがある¹。農業そのもののほか農地のつくり方に関する要件である。

一方、農村の政策については、1999年にそれまでの農業生産政策を「第1の柱」としたうえで、農村政策を「第2の柱」とすることで、正式に農業政策に組み込んだ。各加盟国が農村政策のための戦略計画を策定し、2007年から戦略計画に基づく農村発展事業が本格的に始められた。農業技術の継承などのほか、ボトムアップ型のプロジェクトとして農村の伝統的な工作物や建物の修復、それらの農村観光への活用、地場産品を使った六次産業化への支援など様々なものに補助が出ている。

ここで注目したいのは、農村発展事業として補助を受けるには、農村が活性化するなら何でもよいのではなく、下記に示すEU共通優先事項のうち少なくとも4つを満たす必要があることだ。競争力強化

1 EU「農業条件」https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/income-support/conditionality_en（最終閲覧日：2024年7月27日）

の項目以外は文化、環境、社会に資するものになっており、競争力を強化すればそれでよいと考えられているわけではないことがわかる。

【農村発展事業の共通優先事項²⁾】

- ・ 農業、林業、農村地域における知識移転とイノベーションを促進すること
- ・ あらゆる種類の農業の活力と競争力を強化し、革新的な農業技術と持続可能な森林管理を推進する
- ・ 農業におけるフードチェーンの組織化、動物福祉、リスク管理を促進する
- ・ 農業、食料、林業において資源の効率的利用と低炭素で気候変動に強い経済への転換を推進する
- ・ 農林業に関連する生態系の回復、保全、強化を行う
- ・ 農村部における社会的包摂、貧困の削減、経済開発を促進する

EUの共通農業政策は、クロスコンプライアンスが義務化された2003年以降も少しずつ改革が進められており、環境要件も厳しくなっている。しかし同時に、農業に対する補助が実質的にどのような農業に有利に働いているかを監視している。特に大規模農家ばかりが有利になっていないかなど、経済的に弱いが多面的機能を発揮しやすい小規模農家を維持できる仕組みになっているかどうかは重要な視点であり、小規模農業がより有利になるような支払いの要件の見直しも行われている。

日本の農業はEUよりもさらに小規模な経営形態である。補助金に環境要件がついたことで中山間地域の農業がつぶれてしまわないよう、1つの政策が他に与える影響も予測・監視しながら、農村全体を視野に置いた政策がとられる必要があるだろう。

(2) Farm to Fork Strategy

農業政策に関連して2020年にFarm to Fork Strategyが発表された。これは、気候変動の抑制を経済政策の要にする欧州グリーンディール政策の中心的政策で、生産だけでなく、加工や流通などフードシステム全体を対象としている。

流通システム全体で持続可能な環境・社会を実現するために、それぞれの段階で環境に配慮するだけでなく、人々の食生活の変化を促すことも視野に入れている。それは単に人々の価値観を変えるというだけでなく、環境に配慮したものを手に入りやすくするところまでも見据えていることが特徴である。

農業の活性化という、どうやって売れるものを作るかという話になりがちである。しかし、都会の人びとが極度に味を追求している現状、売り場での見た目の良さの価値化など、現代の社会の価値観においては、「売れるものを作る」という手法は農業環境政策と相性が悪い。「環境に配慮すること」が、単に付加される義務になってしまう。

農業政策を消費や流通の改革も含めて考えることで、「農村の環境や文化を維持できる農業」が価値になる未来もある。農業環境政策が始まった現在、その方向を探ることが、「環境配慮の義務」をチャンスにするために重要である。

社会の価値観を変えるには、中央政府による農政の改革を待つだけでなく、例えば農産物にどのような価値をつけて発信するかなど、自治体や農家が行動を起こすことも重要だろう。

3 日本農業と農村の立ち位置

(1) 農業の「近代化」と過疎

ここで、日本の農業が現在どのような立ち位置にあるのか、その変遷から確認しておきたい。日本の農業は明治以降、徐々に形を変えてきた。工業化による農業者人口割合の減少、それによる商品作物生産の増大、化学肥料の普及などである。しかし、農業が劇的に変化したのは1960年代である。

1950年代後半、工業を中心として国を発展させる政策がとられ、それに伴って農業者人口の減少が計画された。工業部門が発展して賃金が高くなると、農業との格差が生じる。それを解消するために、農業の生産性も同時に高める必要があったからである。とはいえ農業部門の経済規模は基本的には人口に比例する。そのため、農業者人口を減らすことで生産性を高めることにした。1957年の「新長期経

2 EU「農村開発」https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/rural-development_en をもとに著者翻訳（最終閲覧日：2024年8月15日）

済計画」では計画期間の6年で5%の農業者人口減、1960年の「国民所得倍増計画」では10年間で30%の第一次産業従事者減が計画された。

こうした大規模な農業者人口の減少を補うのは機械化や農地の大規模化などの「近代化」であった。所得倍増計画では、そのための法整備をすることも明記され、翌1961年には農業基本法が制定された。農業基本法とそれに基づく農業構造改善事業では、効果の出やすい平地の農地から大規模化や機械化が進められ、それらの地域では生産性が向上したものの、その流れに置いていかれた中山間地域から過疎が始まることとなった。結局、所得倍増計画で計画した農業者人口の減少よりも速いスピードで農業者人口が減っていき、1970年には最初の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」が制定された。

国全体で工業化が進むと同時に、大都市化も進んだ。大都市では量や価格の面で安定的に食料を入手することが難しくなった。1960年代に入って、消費者物価の急上昇が問題になっていたが、特に野菜価格の上昇が激しかったからである。その要因のひとつは、輸送コストの増大であった。給与水準の上昇による運搬費の単価が上がったことに加え、大都市化により農地が遠くなって輸送距離が伸びたためである。こうした状況を受けて、1963年には東京都市圏、1966年には全国的に「指定産地制度」が開始された。これは、集団的な産地をつくることで出荷の合理化を図り、輸送価格を抑えるものである。同時に、産地間で出荷時期の調整を行い、都市部に安定的に食料を供給する役目もあった。指定産地制度によって、単一栽培や規格化しやすい品種の栽培が行われるようになった。

このように見てくると、農業は工業化の足枷にならないよう、農地の大規模化や機械化などの近代化が進められ、その後は大都市の胃袋を賄うべく、産地化、規格の統一などの出荷の合理化が進められたと言える。

現在、地方創生などの政策では農村は個性を出すことによって過疎を解消するなど、生き残るために「がんばること」が推奨されている。しかし、例えば農地の大規模化によって地形に合わせた畔の形が

なくなり、単一栽培によって細かな土地条件の違いによる多品種栽培がなくなるなど、これまで都市側の都合で地域の個性をなくすような農業政策がとられてきたのである。

そして、そうした効率化を目指す農業の価値観が現在の過疎問題の根底にあるとも言える。1970年に始まった過疎法では、産業基盤の近代化などハード整備に多くのお金がつけられた。最初の過疎法が制定された当時、自治省（当時）はハード整備では過疎が解消されないことは認めつつも、カンフル剤としてハード整備を行うのだ、だからこそ10年の時限立法なのだ³と述べている。しかしその後、過疎法はほぼそのままの内容で10年ごとに50年以上も更新され続けている。

農村への「近代化」投資を続けながら、農村の「がんばり」に期待する方法で地方創生を行うのは限界が来ているのではないだろうか。こうした経緯からは、都市と農村の関係を結びなおす必要性が見えてくる。

(2) 農産物の「高品質化」と地方創生

1970年代、国が豊かになってくると農産物の品質に注目が集まるようになった。これは、取扱量が頭打ちになって利益を上げにくくなった荷受会社が野菜の単価を上げようと大きさや形などの「品質」に着目したこと、スーパーマーケットが台頭してきて当時は珍しかった野菜や季節を外した野菜を売るようになったことなど、様々な理由がある。ここではその詳細は省くが、味や栄養に関係のない「品質」が重視されるようになったのち、現在では味などに過剰に期待が寄せられるようになっている。

そもそも農産物は、人が食べるために改良されてきたとはいえ、植物である。そのため、甘いイチゴや歯触りの良いブドウなど、人が好む品質を自由にデザインできるわけではない。それがたとえうまくいったとしても、その品質を保つための栽培は、物質的にも労働的にも、多くの投入が必要となる。

しかしながら、都会の消費者はそうした品質を求めることが、既に当たり前になっている。イチゴの季節になれば、どこのイチゴが甘い、大きいなどと

3 片山虎之助（1970）「過疎地域対策緊急措置法および同施行令について」「自治研究」46（6）、pp111-134

比べるテレビ番組や雑誌の記事が出て人気が集
中し、産地もそれに応え、品種改良を続けている。イ
チゴに限らずブドウも柑橘も同様で、その他、トマ
トなどの野菜にも広がってきている。

農村地域での地方創生と言えば、「農産物のブラン
ド化」という案がすぐに出てくるが、先述したよ
うに過剰な品質に応えるやり方は、農業環境政策と
相性が悪い。そろそろ戦いの土俵を変える必要があ
るのではないだろうか。

4 土地と結びついた農産物と地方創生

(1) テリトリーオという考え方

農産物に付加価値をつけることそのものは悪いこ
とではない。しかし付加価値のつけ方にもいろいろ
あり、過剰な品質を求める消費者に応え、無理をし
た品質を追求するのでは、いずれ行き詰まる。そう
ではなく、地域の環境と結びついていることを付加
価値とするのである。現状ではそうした農産物を作
るだけでは弱いため、それが価値だと思ってもらえ
るよう価値観の変革も同時に目指す必要がある。

夢のようなことだと思えるかもしれないが、実は
それが世界のスタンダードになりつつある。イタリア
では、テリトリーオという考え方がある。英語の
テリトリー、領土とも異なり、簡単に言うなら「土
地の性質から生まれた農と食がつくる生産と消費の
領域」となるだろう。テリトリーオの研究をしてい
る陣内は、イタリアでは1970年代に入るところから
街の中心の歴史的街区を再興する動きが出て、1980
年代には工業化への反省もあってから田園回帰の動
きが出てきたという。それから街の周囲に広がる田
園のポテンシャルを再発見、再評価するようになり、
そうした地域を含めてテリトリーオと捉える考え方が
普及してきているという⁴。

テリトリーオは土地の性質から生まれた農という
意味では文化的景観に近いが、加工や販売を担う近
くの街が結びついているところが異なる。

イタリアには、多くの地域に地元の特産品を使っ

たお祭りがある。農産物やその加工品など様々であ
るが、収穫期に街のレストランが一斉にその特産品
を使ったメニューを出すキャンペーンを行ったり、
街の中心にある広場で大々的なイベントが行われた
りする。農村部と街が結びついているからこそ成り
立つことである。

このようなイタリア各地の食のお祭りを100個集
めたガイドブックも販売されており、それぞれの地
域ならではの食を求めて旅行をする人々が多いこと、
つまりそれが価値になっていることもうかがえる。

(2) 農産物の認証制度

土地と結びついた農産物と言えば、地理的表示保
護制度 (GI: Geographical Indication) が思い浮か
ぶのではないだろうか。これはもともと特定の農産
物を特産品にまで育て上げた地域の人々の権利を守
るための知的財産権の保護制度である。

EUでは、「原産地呼称保護 (PDO)」と「地理的
表示保護 (PGI)」がある。PDOは原材料の生産や
加工など、すべてのプロセスが認証の表示に示す地
域で行われていなければならない、PGIはいずれかの
プロセスがその地域で行われていればよい。日本の
地理的表示は後者に相当する。

もともと知的財産権の保護制度なので、商品とし
て、他との差別化、ブランド化の文脈で捉えられる
ことが多い。しかし、それだけではなくそれぞれの
土地が生み出す個性を守る制度と捉えることも
できる。イタリアの農業・食料主権・林業省では、
PDOやPGIのページに、認証を受けた産品は伝統
や文化を反映しており、環境の持続性や生物多様性
を尊重すると書かれている⁵。認証を受けた産品の
消費を促すことで、伝統や文化を守り、地域の環境
が保全される機能に着目していると言えるだろう。

EUの地理的表示のページ⁶にはPDOやPGIだ
けでなく、山岳製品 (Mountain Product) という
認証も並べられている。一般的に山岳地は気温や地
形などにおいて不利な条件が多い。しかし、伝統的

4 木村純子、陣内秀信 (2022) 『イタリアのテリトリーオ戦略』 白桃書房

5 Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste 「DOP IGP」 <https://dopigp.politicheagricole.it/> (最終閲覧日：2024年7月27日)

6 European Union 「Geographical indications and quality schemes explained」 https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en (最終閲覧日：2024年7月27日)

な製法が維持されているなど人々に良いイメージを持たれている。そのため、山岳地で作られたという特殊性を保証することで、山岳地での農業を守るために2012年に導入された。

近年では、アクセス性などの点で困難に直面している島嶼部等の農産物の知名度を高める目的で、最外縁地産品 (Product of EU's outermost regions) という農産物の認証も加えられた。

こうした認証が地理的表示と同じページにまとめられていることから、地理的表示を含めた農産物認証に、地域の環境や文化を守る機能が見出されていることがよくわかる。

(3) アグリツーリズム

イタリアに、農村で宿泊するアグリツーリズムという制度がある。アグリツーリズム法で定められているもので、法の目的には「EU、国及び州の農村発展事業と調和を図りながら、農村における適切な観光の形を促進して、農業を支えることとする。」とある。アグリツーリズムは利用者にとっては観光の一形態であるが、制度としてはあくまでも「農業を支えるもの」として考えられているのである。

アグリツーリズムの宿やレストランは、農業者しか経営することができず、アグリツーリズム法で決められた活動であれば、観光業ではなく農業としての税制で扱われるため、それが農業者のメリットとなり、農家の経済の多様化を促進する役目も期待されている。

アグリツーリズムの活動として認められるのは地産地消の食事の提供や、地理的表示のついた産品を出すこと、農村文化や食育を推進することなどである。食だけでなく栽培環境も含めて適切な農業や農村の文化を伝えることが、「農業を支えるもの」と考えられていると言える。

【アグリツーリズムによるアグリツーリズム活動⁷⁾】

- a. 宿泊施設、あるいはキャンプ用の宿泊スペースを提供すること
- b. 主に自分たちの製品および地域内の農場から生産

される農産物からなる食事、飲料を提供すること。地理的表示や伝統的農産物リストに含まれている製品を優先して提供すること。

- c. 農場の製品を試食、試飲させること。
- d. 地域と農村遺産の価値向上を目指して、農場が所有する土地以外でも、自治体と共同しながらレクリエーション、文化、教育、スポーツ、ハイキング、乗馬の活動を実施すること。

より細かな規定は州ごとに定められており、たとえばアブルッツォ州では自身の農場で作られた食材を60%以上、それ以外は近隣の食材や地理的表示のある産品を30%以上、というように、かなり高い割合で地元のものを使うことになっている。また、農業時間数に応じたベッドの数も決められていて、観光業が主にならないようにされている。これらの規定から、農業が主でアグリツーリズムはそれを助ける従としての位置づけであることがよくわかる。

最初のアグリツーリズム法は1985年に制定されたが、EUの農村発展政策の進展により2006年に現在の形に改正された。その後、農村発展事業で宿の整備(古民家の改修かその土地の伝統的な建築物に似たデザインの新築)に補助が付いたことで爆発的に増えている。それと同時に、農村に行ってその土地の風景を楽しみながらその土地のものを食べるという観光の形も定着してきているようだ。

イタリアでの調査によると、中山間地域等、作物栽培の生産性という面では不利な地域や、有名な観光地がないような小さな街にもアグリツーリズムはあり、そういった地域で収入源を多様化するのに役立っているそうである⁸⁾。

5 土地と結びついた農産物と地方創生

これまでのところで、農業環境政策と農村政策を組み合わせることで、農村の活性化が期待できることを見てきた。ここからは、各自治体でどのようなことが出来そうか考えてみたい。

7 Presidenza del Consiglio dei Ministri 「アグリツーリズム法」 <https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2006-02-20:96> をもとに著者翻訳(最終閲覧日:2024年8月15日)

8 Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, *Agriturismo e Multifunzionalità*, 2024, pp5-7

(1) 認証制度の活用

1つ目は認証制度の活用である。しかし、なんらかのマークを付けて、マークがあるから「価値」だというようなものではない。まずは、その農産物が当該地域の環境や文化と結びついていることを認証することがスタートとなる。その際、国の進めている地理的表示を利用してよいが、それ以外にも各地域の事情に応じて自主的な認証制度を作ることも可能ではないだろうか。

しかしただ認証を作るだけでは弱いので、2つ目のステップとして、その認証の意味を理解する人を増やすことが重要になってくる。

しかし「認証の意味」を説明しようとする、その土地で作られたというだけでは弱いのも確かだ。〇〇産という産地表示の域を出ないからである。そこで、その農産物が生産過程でどのような多面的機能を生み出してきたのかの説明があると良い。これまで、行政が環境に配慮して栽培されたものばかりを取り上げるのは慣行農法を否定しているようで難しかったが、農業に負の側面があることが明示された今、「このような作り方をしているからこの地域にこのように貢献している」ということを明示する制度を設けやすくなり、それは意識の変わりつつある消費者に対しても説得力を持ちやすいただろう。

より地域への貢献を意図し、自治体が個別で採用しやすいものに「ローカル認証」がある。ローカル認証を研究している大元鈴子によると、地域資源を活用した生産活動が、地域課題の解決を後押しすることを可能にする流通の仕組みだという。その例として、アメリカのコロンビア川流域の「サーモン・セーフ」が紹介されている⁹。サケが遡上してくる環境を守るための様々な取組みが認証の対象となっていて、農産物に限らず、都市開発もサーモン・セーフ認証の対象となっている。

この認証は、すべてを自前で行っているわけではなく他の認証を活用することもあるそうだ。日本では環境省の自然共生サイト、日本農業遺産なども使えるかもしれない。既存の認証も含めた認証に、地域の環境意識を高めるのに有効なシンボリックな種

(フラッグシップ種)を冠することで、環境を守るための活動にマークが与えられているというマークの意味を伝えやすくする。これがローカル認証の仕組みである。

大元は、重要なのは認証にあたって明確な根拠を示すことだという。なんとなくすごそう、いい感じがする、ということではなく、具体的にどのような行動が何のためになっているのかを示す必要があるのだ。各農家の参入ハードルは高くなるが、効果のある認証制度のためには欠かせない視点である。

(2) 公的な消費

地域に良い影響を与える農産物を認証で特定しその意味を人々に発信しても、それだけでは物足りない。そこで、そうした産品を積極的に活用することも重要である。

近年、オリンピックなどの公的な行事では、農産物や木材で、環境に配慮したものを使用する動きがある。認証をつくり、その意味を理解してもらっても、価格の面などからなかなかすぐに消費に結びつくとは限らない。そうなると作っても売れない、だから作る人も増えない、流通するものが少ないから広まらない。初期の段階にあるそういう負の連鎖を公的な消費で打開しようという取組みである。

公的な消費の最も大きいのは給食である。近年、学校給食を有機栽培にしようという取組みが広がりつつある。しかし、地域に貢献するのは、有機野菜だけではない。肥料や農薬の種類だけを規定する有機栽培に限定してしまうと、大規模農業のほうが有利になる可能性も捨てきれない。

ちなみに、農林水産省は、2021年にみどりの食料システム戦略を開始しており、その中には有機栽培の面積割合を2050年までに25%にするという目標も掲げられている。しかし、2017年の段階で0.5%であるため、目標を達成しようとする、これまでの大規模農業の肥料や農薬が変わるのみになってしまうのではないかと懸念する声もある¹⁰。

有機栽培に限らず、露地栽培のため石油で加温していないとか、あるいは間伐材で加温しているとか、

9 大元鈴子 (2017) 『ローカル認証』 清水弘文堂書房

10 (2021) 「みどり戦略」にもの申す『季刊地域』46号

石積みの棚田で作られたものであるとか、地域の良さを発揮し、課題を解決するようなものを認証し、活用することも考えられるだろう。

認証制度を、他との差別化による競争力強化に使用するのではなく、地域内の良い循環のために使うという考え方である。認証があれば公共的な調達も行いやすい。

もう1つ、公的に使うものとして、ふるさと納税がある。ふるさと納税は他地域の人から受けた寄付の返礼として、農産物をはじめとする地場産品を送っている。自治体が直接送るわけではないのでわかりにくいですが、受けた寄付の一部を使って、自治体が返礼品を購入しているのです。これも公共調達の1つである。そのため、もう少し厳密に選定されても良さそうであるが、多くの自治体では総務省の定める地場産品であれば登録できるようにされていて、返礼品の基準を厳格には定めていない。

寄付を地域のために使うのはよくあるが、地域のためになる返礼品を選ぶことで、もっとダイレクトに地域の活性化を行えるのではないだろうか。

先述したアグリツーリズムでも、宿やレストランで出す食事の内容に認証制度を使用している。認証制度は、地域に貢献する取組みの「ルール、基準」としても活用可能なのである。

(3) 中心市街地の活性化

地方におけるもう1つの課題は、中心市街地の衰退である。どうやって人を留めるか、来てもらうかに苦心しているのではないだろうか。

中心市街地の商店街への店舗誘致なども行われていると思う。その際、人口を吸収している東京などの大都市のほうを向き、そこと戦おうとするのではなく、いったん周囲の農村に目を向けてみてはどうだろうか。昔から栄えてきた中心市街地には、まだ加工や販売を担う活力が残っていることも多い。それらと周辺の農村をつなぐのである。場合によっては自治体を超えて、周辺町村との連携することにもなるかもしれない。

商店街への出店に際し、地場の産品を使っていることや、先述したような地域に貢献する認証を受けている農産物を使うなどの条件を設ければ、出店希望者が減る可能性はある。しかし、いずれにせよ補

助金を投入するのなら、単にお店が増えるという効果だけを狙うのではなく、それによって一次産業にも二次産業にも効果が波及するような方法を選ぶことも考慮に入れてよいのではないだろうか。地域の経済をうまく回すことが出来れば、投入した補助金の経済効果は何倍にもなるだろう。

またそれは、そこにしかないオリジナリティを生み出すことにもつながる。大都市にあるお店を誘致するのではなく、地元のものを使うだけで、「他にはない」ものになる。もちろん、その意味を理解し、買い支える市民の意識を醸成するのも重要であり、そこは行政が担える部分であろう。また地域ならではのものは、当然であるが観光資源にもなる。

通常、中心市街地の活性化と農業政策は部署が違うため、(新規出店者が自主的に地場のものを使用することはあっても)政策的に誘導されることはあまりない。地域のビジョンを持つことで、「公的にお金を出す際にはすべて農村政策と結びつける」ようなことが可能になるのである。

(4) 棚田の保全

最後は、棚田の保全である。棚田は重要文化的景観や棚田百選などによって価値化されており、そうしたものに選ばれていなくても地域の資源として大切にされていることも多い。

しかし過疎化高齢化などの理由で耕作放棄が進んでいるのも事実である。棚田を耕作放棄にしないために、棚田オーナー制を行ったり、棚田米を売り出したり、各地でいろいろな取組みが行われている。

ここで、棚田の価値を見直すことを提案したい。棚田が注目されるようになったのは1990年代に入ってからであるが、その後、棚田の風景が美しいから、地域の宝だから、という理由で取組みが行われてきたのではないだろうか。それでは、これからの時代に棚田のファンを増やすことは難しい。

棚田は水の流下を弱め、国土の保全に役立っている、土坡の斜面や石積みの隙間には、いろいろな生物が生息しているなど、環境的に価値が高い。ノスタルジックな価値とは別に、これからの社会に必要な価値も多くある。それを前面に出すことで、棚田を残す意味がより明確になる。

棚田オーナー制で手植えやはざかけを行っている

なら、それがどれだけのCO₂排出抑制につながったのかを試算してみるのも良いだろう。

ヨーロッパにもワイン用のブドウのために石積みの段畑が作られることがあるが、石積みの研究をしているフランスの専門家アダは、段畑を残していくには、環境と人の営みについての根拠あるデータを示すことが必要であると述べている¹¹。

人々が思う苦勞して作ったんだろうとか、希少性があるなどの理解は、なんとなくそう思っているだけで、そのイメージはいつか消えるかもしれない「イリュージョン」であると彼女は言う。イリュージョンが効いているうちに、明確な価値を示す必要があると彼女は述べる。

棚田米も同じではないだろうか。人々の持つ棚田のイメージに期待して「棚田で作っているから応援して」というのではなく、棚田で耕作することでどんな多面的機能が生まれるのか、地域にどんな価値をもたらしているのかを明確にする必要がある。それが、公的な支援の根拠になり、あるいはこれからの市民の応援をとりつける武器になるはずである。

以上、農業を中心にGXについてみてきた。農業を農村政策の中に位置付けること、時代とともに人々の意識も変わりつつあることを踏まえ、それを促進させつつ、良いものが売れる社会を目指すことで、GXをチャンスに変えることが出来ると信じている。

11 Ada Hameau, Terraced Territories: technical act and social fact, Terraced Landscapes of the Alps- Atras, Marsilio, 2008